

知恵 知っとこ生活の知恵

暮らしのアドバイス No.138

ファイナンシャル 仲西 康至 (音江町在住)



今年4月、「高年齢者雇用安定法」が改正されたのをご存じですか。少子高齢化が進み、労働人口の減少が危惧される中で、働く意欲のある高年齢者への雇用の整備を進めるものです。2012年「高年齢者雇用安定法」の改正により、定年を60歳以下に定めることができなくなりました。会社は定年制を廃止するか、65歳までの定年の引き上げ、もしくは65歳までの継続雇用制度の導入が義務付けられました。そして今回の改正では、65歳までの継続雇用制度の導入が、70歳までに引き上げられたのです。ただし現状では、会社の努力義務としています。しかし、私たちにとっては70歳まで働き続けることが、現実味を帯びてきたこととなります。一方で、会社とっても70歳までの雇用は、大きな負担となります。

70歳まで働く社会が近づいてきた!



そこで今回の改正で新たに加わったのが、雇用契約ではない「創業支援等措置」と呼ばれるものです。退職後に起業や社会貢献事業を考える社員に対して、会社は雇用契約ではなく業務委託契約を結び報酬を支払うというものです。これまでも、定年退職後に自分のこれまでに培ったスキルを活かして起業したり、ボランティア活動を始め人はたくさんいました。しかし、そこに収入の保障はなく、退職金を活用して起業をするにはリスクがありました。

そこで、今回の法改正で新設された「創業支援等措置」により、これまで働いてきた会社が業務委託契約により継続的に支援をしてもらえるのであれば、起業のハードルは下がります。

長い老後生活を考えた場合、貯えの不足は気になるものです。一方で、65歳からの人生を考えた時、「生きがい」のある暮らしを持つことはとても大切です。そして高年齢者が社会貢献できる仕組みはとても大切といえます。

ただし、「生きがい」の老後生活の根底には、「健康」があることを忘れてはいけません。65歳からの人生を考えるのを楽しんでみるのも良いですね。